

## 行政職俸給表適用職員の補充手続等事務要領

### 1. 行政職俸給表（一）適用職員の採用

行政職（一）7 等級及び 8 等級官職は、「国家公務員採用試験合格者名簿」掲載者から採用することが原則であるため、下記により行う。

#### （1）原則採用

当該部局は補充協議書を庶務部長あて提出し、これを基に人事課で定員、定数、職務内容等を検討し、採用可能の場合、次の手続により行う。

当該名簿の就職希望者の中から面接を行ったのち、最適任者を内定し、健康診断を経て、採用を決定する。

なお、「技術職員」及び「図書館職員」並びに教室等に勤務し、直接教官の監督下に入る「一般事務職員」の場合は、当該部局において二次面接を行ったのち、採用を決定する。（注 1）

#### （2）当該名簿に本学就職希望者が無い場合の採用

人事院に対し、「選考採用」の承認申請を行う。

この場合の採用候補者の選考方法は、適任の候補者を学内、学外に求め、それらの候補者に対し、人事院の要請による職務に必要な適性、教養試験（技術、図書職の場合は専門試験）及び面接を行い、採用候補者を内定し、人事院に対し所定の手続を行う。（注 2）

なお、「技術職員」及び「図書館職員」で、当該部局ないし関係部局に候補者が居る場合、その者の推せんを受けて、上段と同様の手続で行う。

### 2. 行政職俸給表（二）適用職員の採用

当該部局は、補充協議書を庶務部長あて提出し、これを基に、人事課で定員、定数、職務内容等を検討し、採用が差支えない場合、原則として当該部局で選考した者を採用候補者とし、健康診断を経て、採用を決定する。

ただし、技能職員（自動車運転手、電話交換手等免許又は特別の資格を必要とする職種を除く。）の採用にあたって、職務内容等の精査が必要のときは、実地調査等を行う場合がある。

また、労務職員の採用に際し、当該部局の候補者が非常勤職員で、かつ、勤務年数が短い者の場合、人事課と当該部局間で相談し、他部局の勤務年数の長い非常勤職員を候補者として考慮してもらう場合もある。

### 3. 他部局の定員内職員からの補充について

前記 1 及び 2 の補充協議があった場合で、定員管理上又は勤務地の都合等で他部局に配置換を希望する適任の定員内職員がある場合、人事課と当該部局間で相談をし、その者を候補者として考慮してもらう場合もある。

（注 1）施設部に勤務する「技術職員」、附属図書館に勤務する「図書館職員」については、人事課と当該部局との合同面接を行うことがある。

（注 2）専門試験は、部局に依頼し、行うことがある。